

平成22年度 出資団体監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 財団法人四日市市まちづくり振興事業団
 市民文化部 文化国際課(出資に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成23年1月13日
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【財団法人四日市市まちづくり事業団】

<p>(1) 現金等の管理について ア 国際交流センターにおける印刷物の販売や謝金の支払に関する現金の出納については、財団法人四日市市まちづくり振興事業団経理規程第11条に基づき、現金出納帳による記録を行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年4月1日 現金出納帳による記録を行うよう改めた。</p>
<p>イ つり銭等日々の現金支払いにあてる手持現金については、財団法人四日市市まちづくり振興事業団経理規程第25条において、毎月末に在高と帳簿残高との照合を行うことが定められているが、実施されていない部門が見受けられたので、出納責任者は適切な管理を行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年4月1日 実施されてなかった部門において、毎月末に照合を行うよう改めた。</p>
<p>(2) 金券等の管理について ア 国際交流センターにおいて、外国語講座の講師に対し市営中央駐車場駐車券を全講座回数分一括して前渡しで交付していたので、駐車場の利用を確認する都度交付するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年4月1日 都度交付するよう改めたとともに、近隣に月極駐車場を1台分契約し、講師も利用できるようにすることで経費削減が図られるため、これを実施した。</p>
<p>イ 郵便切手受払簿において、額面金額の合計額で切手の現在高を管理しているが、容易に確認できるようにするため、額面金額ごとの枚数による現在高管理をするよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年4月1日 額面金額ごとの枚数による現在高管理に改めた。</p>

<p>(3) 契約事務について ア 指名競争入札を行った四日市市文化会館総合管理業務委託において、指名通知に添付された仕様書には契約期間を1年と定めているものの、落札業者と5年契約を締結しているのは不適正である。今後は、このような事態が発生しないよう早急に対策を講じ、適正な契約事務を行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 同様の事態が発生しないよう、契約規程に基づいた適正な契約事務を行うように徹底する。</p>
<p>(4) 減価償却引当資産について 貸借対照表の注記における特定資産の当期末残高を検証したところ、減価償却引当資産のうち、什器備品減価償却引当資産(パソコン)において金額の計上誤りがあったので、精査のうえ平成22年度中に修正すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 平成22年度決算において修正した。</p>
<p>(5) 固定資産等物品管理について 各施設において保有する固定資産については、財団法人四日市市まちづくり振興事業団経理規程第33条において、毎年度末または随時に現状調査を行うことが定められているが、実施されていない部門が見受けられたので、定期的に現在高や保全状況を確認し、適切な管理を行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 経理規程第33条に基づいて実地棚卸を行い、帳簿棚卸と照合したうえ、増減の原因と有高の存在を確認するよう適切な管理に改めた。</p>
<p>(6) 合計残高試算表の作成について 財団法人四日市市まちづくり振興事業団経理規程第50条において、毎月末日に合計残高試算表を作成することが定められているが、実施されていないので、毎月の経営状況を明らかにするために、会計事務担当者は適切に作成したうえで、会計責任者へ報告するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 毎月末、グループ毎に会計事務担当者が合計残高試算表を作成し、会計責任者へ報告するよう改めた。</p>
<p>(7) 経理区分間の資金移動について 会計年度内に経理区分間で資金移動(贈与又は短期の貸借)を行っているが、精算の確認が行われていない。公益法人会計基準に基づき、将来返済の必要性の有無を整理したうえで正味財産増減計算書(平成20年基準を採用する場合は正味財産計算書内訳表)に明記するとともに、経理区分間資金移動明細表などを作成するなどし、適切な資金管理に改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 平成23年度より公益法人会計基準(平成20年度基準)を適用することに合わせて、資金移動に際しては経理区分間資金移動明細表を作成するよう改めた。</p>

【市民文化部 文化国際課】
特になし

平成22年度 出資団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 財団法人四日市市まちづくり振興事業団
 市民文化部 文化国際課(出資に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成23年1月13日
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【財団法人四日市市まちづくり事業団】

<p>(1) 契約事務について 各部門において委託契約を行っているが、一者単独随意契約が多い。財団法人四日市市まちづくり振興事業団契約規程第5条第2項において、随意契約の場合は通常2者以上から見積書を徴すると定められているので、経済性、競争性の観点から一層のコスト意識を持ち、適正な執行に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 規定に基づいて、理事長が特に必要ないと認めた場合を除き、2者以上から見積書を徴することを各部門に周知徹底を図り、今後においては適正な執行に努めることを確認した。</p>
<p>(2) 修繕計画の策定について 霞ヶ浦会館では、貸借対照表上の資産の部及び負債の部において、修繕引当資産、修繕引当金を計上しているものの、財団法人として施設・設備の維持管理については計画的に行う必要があり、長期の修繕計画を策定し、貸借対照表や事業別活動収支を正確に表示するよう努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成23年 6月30日 霞ヶ浦会館に加え、賃貸住宅、賃貸店舗においても事業の継続性を含めて検討したうえ、平成24年度までに修繕計画を策定する。</p>
<p>(3) 決算の活用について 昨年度の公の施設の指定管理者監査において指導して以降、決算資料を充実されたことは評価できるが、その結果を活用するには至っていない状況であった。決算に基づき経営分析をすることで、理事会や評議員会での積極的な意見交換につなげ、業務運営の効率化や財務内容の改善に努められたい。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成23年 4月 1日 決算に基づき、財団法人の運営に有効な経営指標の分析を行い、次期経営計画と併せて理事会、評議員会で説明した。会議での意見を踏まえて、今後の運営効率化や財務内容改善に努めたい。</p>

<p>(4) 理事会について 理事の出席状況において、15名中8名の理事が委任状による出席となっている理事会があった。理事会は財団法人の最高意思決定機関であり、理事会の開催にあたっては日程調整を行い、理事会での意見交換が活発に行われるよう努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 6月30日 より早めの日程調整と周知に努め、出席率向上を図り、活発な意見交換が行われる会議としたい。</p>
<p>(5) 霞ヶ浦会館における利用者への対応について 宿泊者と貸館利用者の利用が重複する場合に、職員対応が手薄になっているので、サービス提供の公平性と事故防止の観点から職員体制の見直しについて検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日 利用重複は事前に把握できるので、利用者に応じた勤務体制で対応することを確認した。</p>
<p>(6) 内部事務の管理について 請求書等証拠書類の日付漏れや決裁印漏れが散見されるなど内部事務管理において財団法人及び各部門内のチェック体制が十分に機能していない部分が見受けられるので、日常業務の管理体制を再検証し、内部事務管理の合規性、合理性、効率性の一層の徹底に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 6月30日 日付漏れや決裁印漏れが問題であることを職員に自覚させ、担当者のみならず複数の目でチェックできる体制づくりに努めたい。内部事務管理については、グループウェアやグループリーダー会議等を活用して、合規性、合理性、効率性の一層の徹底に努める。</p>

【市民文化部 文化国際課】

<p>(1) 当該団体への支援と適切な指導監督について 平成20年度に4財団法人が統合し、所管課も一本化され、当該団体からは市への窓口として大きな期待が寄せられている。そのような中、所管課として当該団体事業が円滑に運営、実施できるように支援及び援助を行っているが、前述のような指摘事項などがあることから当該団体に対して、日常的に緊密なコミュニケーションを図り、適切な財団運営が行われるよう指導されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年6月30日 平成23年度4月に財団常務理事及び職員と市民文化部長及び文化国際課職員で、財団が指定管理者となっている文化会館の課題を中心に協議を行った。また、引き続き5月にも同様に財団職員、文化国際課職員等と課題について協議を行った。今後も適正な財団運営がなされるよう、継続的に協議を行うとともに指導・助言を行っていく。</p>
<p>また、当該団体の指導にあたっては、公益法人のあり方や会計基準などを熟知していることが望ましく、担当職員の研修を充実するなど適切な指導体制づくりに努められたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 6月30日 職員が、専門知識に熟知できるよう、研修への積極的な参加を図るとともに、専門の機関や県の担当所属からの情報収集などを継続し、より適正な指導体制づくりに努める。</p>